

広
報

うおづ

48 / 9

No. 332

昭和48年9月1日発行
発行所 富山県魚津市役所
(〒937)

昭和27年9月13日第3種郵便物認可／毎月1日1回発行／定価1部10円



(として保存しよう)

特産加積リンゴ

加積地区のリンゴ栽培は、明治三十八年ごろから行なわれ、現在では富山県におけるリンゴの主産地であり、特に早生種青リンゴの産地として有名であります。

「旭」や「祝」の早生種、「紅玉」「国光」「印度」などの晩生種、戦後は、高級品種の消費増大により、「スターキング」「ゴールデンデリシャス」などが増殖されています。

最近では、晩生の新品種「ふじ」「陸奥」や「青リ2号」「世界1」という銘の大型種も植栽され、農家が丹精をこめて作った片貝川砂質土壌のリンゴが、皆さんの味覚の秋にぎわすでしょう。

人口のうごき (7月末)

世帯数	11,946世帯		
人口	(男)	22,753人	
	(女)	24,798人	
	(計)	47,551人	
出生	(男)	44人	83人
	(女)	39人	83人
	(計)	83人	83人
死亡	(男)	10人	28人
	(女)	18人	28人
	(計)	28人	28人
転入	(男)	58人	100人
	(女)	42人	100人
	(計)	100人	100人
転出	(男)	46人	74人
	(女)	28人	74人
	(計)	74人	74人

台風に備えましょう

今年もまた台風のシーズンがやってきました。台風は、二百十日前後に日本に接近し、上陸する数が多いです。

台風が来襲しますと、暴風、豪雨による河川のはらん、家屋の倒壊・流失、崖くずれなどにより多くの尊い人命や財産が失われています。

台風の被害を少なくするには、防災関係機関の活動だけでなく、なによりもみなさんのふだんの準備や注意がたいせつなのです。

台風に備えての

ふだんの準備

- ・停電に備えて懐中電灯、ロソク、トランジスタラジオなどを用意しておきましょう。
- ・付近の地形などからみて、どのような災害が起きるかをよく予測しておきましょう。
- ・安全な避難場所と、その道順を確認しておきましょう。
- ・家やへいなどを補修し、溝や下水を掃除して水の流れをよくしておきましょう。
- ・電灯の引込線がたるんでいたりと破損していると、火災や感電のおそれがありますので、前もって電力会社に知らせ修理しておきましょう。

・風で折れたり、電線にふれるおそれのある木の枝は切り落としておきましょう。

・プロパンガスのボンベは、倒れたり、流されたりしないように安全にとめておきましょう。

台風が近づいたら

・ラジオ、テレビで気象情報や防災上の注意事項をよくきいておきましょう。

・飲料水や食糧、医薬品、着がえ、懐中電灯、貴重品などを非常用袋に入れておきましょう。

・窓や雨戸などは、くぎや、かすがいなどで止めるか、板などをあてて補強しておきましょう。

・煙突、看板、へいなど強風で飛ばされるおそれのあるものは、針金などで十分補強しておきましょう。

・崖地の付近や川べりの人は、大雨が続くと地盤がゆるみ、崖くずれや洪水の危険があるので十分注意しましょう。

避難するときは

・火のしまつや戸締りを確実にし電気はスイッチを切り、ガスは完全に元せんを閉めておきましょう。

・家族そろって行動し、防災関係

者の指示にしたがいましょう。

・避難の際は、崖下、これそれなへいぎわ、川べりなどではできるだけ避けましょう。

・老人、幼児、病人などのいる家庭では、早めに避難しましょう。

・服装は行動しやすいものにし、危険防止のため帽子、ヘルメットなどをかぶりましょう。

・携帯品は必要品のみとし、背おうようにしましょう。

・切れた電線や、たれ下がった電線には絶対にふれないようにしましょう。

・避難場所は、市内の各小・中・高等学校が指定されています。

「風」台風である場合

食事は早目にすませ、火気を使用しないよう充分に気をつけましょう。海岸は、高波に充分注意しましょう。

「雨」台風である場合

市内の各河川がはんらんし、洪水となるおそれがありますから、溜池や、堤防の警戒を厳重にし、危険カ所を発見した場合は、直ちに市建設課、もしくは連絡所に連絡しましょう。

農業者年金で豊かな老後

農業者年金は明るい農業と豊かな老後を、お約束する農業者の皆さんの年金です。

昭和四十五年に「農業者にも厚生年金なみの年金保障を」という多年の念願がかなって農業者年金制度が創設され、国民年金制度とあいまって、農業者についての老後対策が打ちたてられました。

近年、農業経営者の他産業への移動や、老令化が目立ち、特に若い人達はほとんど都会へ出ていった、次の時代の農業を背負ってた優秀な後継者の確保が、いちだんと困難になっています。

そこで農業経営者の若返りを図って若い優秀な後継者が、将来に希望と自信をもって営業にいらしむとともに、年老いた農業者には

安心して余生を送っていただけるようにし、これとあわせて経営規模の拡大、農業経営の近代化を推進しようというのが、農業者年金制度のねらいです。

この制度が発足して二年余り過ぎましたが、加入すべき対象者でまだ加入していない人もありますから、次の要件のすべてに該当する人は、農業者年金に加入することを義務づけられていますので、ただちに農協で手続きしてください。制度の内容の詳細な点についても、おたずねください。

①大正五年一月二日以降に生まれ人。

②国民年金の被保険者となっている人。

③農地等につき耕作または、養蚕の事業を行なっている経営主で経営面積が五十坪以上の人。

以上の三つの要件に該当する人は必ず加入しなければなりません。が、国民年金の被保険者でありかつ経営面積が三十坪以上五十坪未満の人や、経営主の後継者で一定の要件に該当する人は、任意に加入できます。また、農業者年金に加入した人は、同時に国民年金の附加年金にも必ず加入することになっています。



海外派遣から帰って

第一回派遣生 橋 本 正 一

このたび、市の計画された壮年海外派遣生として、魚津市より私が参加し、総数四十三名のグループで出発いたしました。

十四日間の日程の中で古代文明遺跡、欧州諸国の教育情勢、産業、都市作り、民族性を身体で見えてまいりました。

紀元前八百年から現代に至る迄の遺跡は、ただ驚たんとするばかりであります。絵画、彫刻、建築、宗教のあらゆる分野において、その発祥の地、ギリシャを始め、イタリアの国によって生まれた古代文明を欧州の諸国が、それを受



(ポンペイの遺跡)

け入れるのに大変な苦労をいたしています。また、教育においては欧州諸国は、その改革に真剣に取り組んでいます。社会の進展や、経済の成長はその国の教育の普及度によるものであると思います。これを怠る国々は国際競争から脱落せざるを得ないからであります。我々日本も世界の国々がはらっている努力を直視し、我々も教育そのものを、原点に立ち帰って考え

る時に直面していると思います。都市作りにおいては、日本も改造論を主張して、その建設に努力しているように、欧州の諸国、例えばイタリアの国ローマは、将来性が完全に富んだ、違った地域に新ローマ都市建設に着手し、現代の社会に相応した都市作りを行なっています。公害のない、緑でつまれ、人間にゆとりと安らぎを与える新都市建設こそ、現代社会にふさわしいものであると思います。民族性においては、我々日本国民と違ったものを感しました。欧州人は、日常の生活にゆとりと、たのしみをもっているように感じられました。その反面、我々日本人の頭の中には欧州人の生活様式が何か割り切れないようにも感じられました。最後に、出来ればもっと、細部にわたって関係者との話し合いの場を作り、お互いに意見の交換もする必要があると思いました。

厚生省援護局では、戦没者等の父母および妻が過ぐる大戦の敗戦に伴い特別の事情のもとに置かれたという観点から、国が特別の慰籍を行なうためこれらの者に支給するものであったが、今回の改正は、これらの者が今や老境を迎えまた夫を失ったことによる寂寥感はますます深まっています。いくなどの特別の事情を勘案して、引き続き特別給付金制度を継続することとし、特別給付金の国債の償還が終わった者等にあらためて増額した特別給付金が支給されます。■父母の場合の該当者

戦没者等の父母および妻に対する特別給付金(継続)を支給

日華事変、太平洋戦争関係の戦没者の父母で、戦没者の死亡当時戦没者以外に子も孫も有しなかった者で、昭和42年4月1日または同年10月1日に前回の給付金を受けける権利を取得した者であって、その権利を取得した日から五年を経過した日の前日までに氏を同じくする自然血族たる子も孫も有するに至らず、昭和48年3月31日までの間に国籍喪失、再婚等により公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を失っていない者。

■妻の場合の該当者

日華事変、太平洋戦争関係の戦没者の妻で、昭和38年10月1日に前回の特別給付金を受ける権利を取得した者であって、その権利を取得した日から十年を経過した者で昭和48年3月31日までの間に国籍喪失、再婚等により公務扶助料、遺族年金等の給付を受ける権利を失っていない者。(ただし昭和48年4月1日以後に死亡した妻については相続権のある子または孫が申請するものである。)くわしいことは市社会福祉課へお問い合わせ下さい。

軽自動車の検査

昭和47年6月12日に公布された道路運送車両法の一部改正に基づき、従前自動車の検査対象から除外されていた軽自動車に対してもその安全性の確保と公害防止の徹底をはかるため、昭和48年10月1日から検査を実施することになりました。上記の検査は次の要領によって行ないます。

- ① 検査を受ける場所
富山市藤ノ木五二〇の一
軽自動車検査協会富山事務所
(電話) 8472
- ② 検査対象車
3・4輪の軽自動車(2輪のオートバイを除く)
- ③ 検査証および検査標章の交付
検査を受けると、その軽自動車について、乗用・貨物共一律に有効期間を2年とする検査証と検査標章(前面ガラスの中央部に貼るステッカー)が交付されますので、検査証を車両に備え付け、検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならないことに法律で定められています。
- ④ 現在使用過程にある軽自動車の検査期限
現在ナンバーをつけて使用中の軽自動車の検査を受ける期限は、軽自動車届出済証の届出年

月日より、きめられています。この期間内に検査を受けないと使用できなくなりますので、なるべく早目に検査を受けてください。

はがきによる側溝使用に関する質問にお答え

ご存知のように側溝は、道路巾員に含まれたものであります。したがって、種々のものを置いたり、作ったりすることができないことになっております。置いてあるものは、すみやかに取り除いてください。

建設課



最近海や川へごみを捨てられる人がいます。このため付近の住民から苦情が市役所へもちこまれます。

市では、このようなことをなくするために、啓発掲示板を設けたり、警察署、保健所、県土美化推進委員の協力を得て、河川、海岸のパトロールをしており、美しい自然の保護と、清らかな環境づくりに努力をかたむけております。市民のみなさんも、海岸、河川、

空地などに絶対ごみを捨てないようお願いいたします。

◎九月、十月は野菜や果物の皮など水分の多いものが出されます。ごみ収集のしやすいように、水分をよく切って出してください。金物、陶器類は定められた日に、朝八時までに出してください。定日以外に出されると付近の人が迷惑しますので必ず定期日に出してください。

住民の権利義務、その他住民としての地位に関する法律上の住所とは、その人の生活の本拠であり一人一個所に定められています。

市では、常に住民基本台帳を整備して住民に関する正確な記録が行なわれるように努力しております。事実と相違する記載や

正確さを欠く届出があつてはならないので、つぎの点に留意の上ご協力くださるようお願いいたします。

住所の正確な届出の励行

(1) 転入、転出、転居の届出は、速やかに行なうこと。

(2) 転入、転出、転居等事実上生活の本拠を変更した場合は、

(4) 県外学校に在学する学生はその居住する寮、下宿が住所と

なります。

(5) 世帯に属する者が届出できない場合は、世帯主がかわって届出をする義務があります。

(3) アパート等に住所を有している世帯が、事実上市外転出や、市内転居をしているが、届出をしていないことが判明した場合、アパートの管理人は速やかに市民課へ通知するようお願いいたします。

(4) 会社等に就職され、または会社などを退職された方は、国民健康保険、国民年金について、加入または、脱退の手続をしなければならぬ場合が多いので、速やかに届出をしてください。

秋の全国交通安全運動

いよいよ行楽の秋ですが、毎年この季節には悲惨な交通事故が多発します。

そこで9月22日(土)から10月1日(月)までの十日間、全国いっせいに秋の全国交通安全運動が実施されます。

歩行者事故の防止、子どもと高齢者に対する安全教育の推進、自動車所有、運転者等に安全運転の呼びかけをする等、正しい交通ルールの実践を習慣づけて、交通事故の絶滅をはかるうとするものです。運動の重点目標としてスクールゾーンの定着化があり、今回は道下小学校が予定されています。交通安全運動に対し、市民のみなさんのご協力をお願いします。

縦覧

魚津都市計画公園及び都市計画道路の変更について

魚津都市計画公園(住吉公園の追加)及び都市計画道路(電鉄魚津駅前広場の面積の修正等)の変更について、左記のとおり縦覧しています。

縦覧場所
魚津市建設部都市計画課
縦覧日時
都市画計公園の変更
昭和四十八年七月二十六日より

都市計画道路の変更
昭和四十八年七月二十七日より
午前9時より午後4時まで
(ただし、土曜日は午前9時より正午まで)

土地区画整理審議会委員決まる

駅前地区土地区画整理審議会委員は、先の選挙により十名のうち八名が決定し、残る二名は学識経験者有するもののうちから市長が選任することになっていましたが、八月八日次の二名が選任されました。

大崎利三男 北鬼江
大島 信夫 釈迦堂

ニセ郵便局員にご注意

最近表札を押売りする悪質な業者が、局員と偽って家庭訪問している事件が発生しております。局員であれば身分証明書をもちていますからよく確かめてください。「郵便局をなめるな」とか、「郵便の配達をしない」とか、こんな押売りは局員ではありませんからご注意ください。 魚津郵便局

9月の納税 国民健康保険税 第二期分

納期限は10月1日です。
昭和四十八年七月二十六日より

予防注射と検診

種痘 第一期種痘を行ないます。

該当者は、①昭和47年4月1日〜47年8月31日までの出生者。②それ以前の出生者で、一期種痘をまだ受けていないものです。なお、年齢二歳半以上の者には、10月3日、ガンマグロブリン注射(一、四〇〇円)をしたうえ接種しますので、10月26・27・28日の間に注射会場にてお申込みください。

▽9月26日 村木、道下、上野方、西布施 検診日 10月4日

▽9月27日 大町、経田、住吉、松倉、片貝 検診日 10月5日

▽9月28日 本江、加積、天神、上中島 検診日 10月8日

▽10月3日 二歳半以上の一期種痘を受けていない者 検診日 10月11日

会場はいずれも勤労青少年ホームで、時間は午後1時〜2時です。

胃ガン・婦人検診 胃ガン検診と婦人検診を行います。希望者は、実施日の一週間前までに生活環境課へお申込みください。

婦人検診

▽9月27日 吉島小学校
▽10月2日 住吉公民館

し尿浄化槽の正しい使い方

し尿浄化槽をよい状態で使用すれば、生活環境を乱すようなことはありませんが、し尿浄化方式、規模の大きさなど、まちまちであり、維持管理にむすかしががあります。無関心な使い方をすると、廃棄物処理方に定める以上の悪い汚水を町の中に流すことになり、気持ちのよい生活ができなくなります。

住みよい町を守りつづけていくために、廃棄物処理法では、し尿浄化そうから流れ出る水の性質や維持管理について規則を定め、いつもきれいな水を流すよう義務付けられています。

し尿浄化そうの働きの悪くなる原因にはいろいろありますが、最も大切なことは、し尿浄化そうに対する安易感からその能力を過信して、浄化そうの清掃や、放流水の消毒がおろそかになっている他、次のものが考えられます。

- ① 通気・マンホール：浄化そうの上に物を置かないように。
- ② モーター・動力類：電源を切つてはいけません。

- ③ 消毒：必ず消毒しましょう。消毒の実施、薬剤の補給は厳守してください。
- ④ 放流水：定期的に次のことを検査してもらいましょう。
 - ① BOD値（水の汚染状況を知る値）九十PPM以下
 - ② 透視度（透明の度合）10℃以上
 - ③ PH値（酸性、アルカリ性度合）五・八～八・六
- ⑤ 清掃、汚泥採取：一年に一回以上は清掃を。市長が許可している浄化そう清掃業者に連絡してください。
- ⑥ 委託管理：委託管理契約をすくしましょう。
- し尿浄化そうは定期的に点検しなければいけません。あなたの浄化そうの管理については浄化そう管理者と委託契約を結ぶようにしてください。
- ⑦ 便器：異物・薬品は絶対流してはいけません。
- ⑧ 洗浄水：使用後は必ず流しましょう。

浄化そうの設置方法

浄化そうより放出される放流水は年間を通じて、水の枯れること

のない河川又は用水に放流してください。季節的に水の枯れる用水等は近所に大変迷惑をかけることになるので充分気をつけてください。

水洗便所の正しい使い方

- (1) 便器に異物・薬品の投入禁止。
- ① 水に溶けにくい異物（布、繊維類、煙草のすいから、ビンール、ゴム類等）
- ② 浄化機能をそこなう薬品（塩酸、石けん水、殺虫剤、消毒剤、防臭剤）
- (2) 便所の掃除はぬるま湯で行う。
- (3) 洗浄水は不足がちになるので多めに使用する。（一人一日五十ℓ）

9月中 心身障害者 雇用促進月間

労働省、富山県および魚津公共職業安定所では、9月1日から30日までを心身障害者雇用促進月間と定め、心身にハンディのある人たちの雇用を促進するための運動を強力に展開することとしています。

月間中には、巡回職業相談の実施、心身障害者職業対策会議等の開催、雇用の勧奨および就職あっせんの強化などを予定していますので、みなさんのなかに就職を希望される人がありましたら、この機会に、ぜひ安定所（☎0365）へご一報ください。

寄付

機会に、ぜひ安定所（☎0365）へご一報ください。

なお、商店や、会社や、工場などを経営していらっしゃる方にありましては、これらの人たちの採用を積極的にお考えくださいますようお願いいたします。

- △十万円 △道坂林清三 △二万円
- △新宿中田保治 △五万円 △中央通り浅尾久矩（以上香典返しの一部を） △二万三千四百二十三円
- △（新金屋公園）納涼まつり代表中川耕作 △一万三千二百九十二円
- △魚津交通労働従業員一同（以上遺児育英資金へ） △二千元 △魚津神社 △三万円 △魚津青年会議所（以上チャリティバザー利益金へ） △二万円 △並木町秋本隆（社会福祉協議会へ） △四千二十五円
- △火の宮町片山研 △二千元 △八代町友田道治 △五千八百四十三円
- △魚津スターレン △一万五千六百三十四円
- △北陸電力魚津営業所従業員一同
- △愛の募金箱
- △一千三百二十六円 △道下信用農協 △八百九十七円
- △魚津警察署 △五千七百六十六円
- △鉄工団地田上金型 △一千二百二十二円
- △新川信用金庫 △六百四十六円
- △勝楽寺 △四千五百七十四円
- △真成寺 △二千六百三十六円
- △北銀魚津支店 △六百七十一円
- △魚津青少年ホーム △三百二十一円
- △経田福祉会館

料金は一五〇円、受付時間は、午後1時～2時

胃がん検診

△10月3日 △経田連絡所
料金は二〇〇円、受付時間は、午前9時～10時

住民検診と成人病検診

住民検診

住民検診と成人病検診を行ないます。

- △三ヶ 八倉巻和夫宅 △9月10日、午前9時30分～11時30分
- △諏訪神社 △9月11日、午前9時30分～11時30分
- △勤労青少年ホーム △9月17日、午前9時30分～11時30分
- △市民会館 △9月18日、午前9時30分～11時30分
- △本江公民館 △9月20日、午前9時30分～11時30分
- △南町公民館 △9月27日、午前9時30分～11時30分
- △魚津母子寮 △9月28日、午前9時30分～11時30分
- △港商事 △10月2日、午前9時30分～11時30分
- △住吉公民館 △10月3日、午前9時30分～11時30分
- △弥源寺 山西太一宅 △10月3日、午前11時～11時30分
- △東城バス停 △10月8日、午前9時30分～11時30分
- △前東城 吉田甚造宅 △10月8日、午前11時～11時30分
- △道坂クラブ △10月9日、午前9時30分～11時



住宅統計調査

総理府では、
10月1日現在で
住宅統計調査を

実施します。

この調査は、住宅の規模、構造、設備、宅地あるいは世帯の居住状態がどのように変わってきているかなどを明らかにすることを目的としています。みなさんのご協力を願います。

住民実態調査

市では、10月1日現在で住民の実態調査を行

ないます。

これは住民基本台帳法の定めるところにより、住民の福祉と利便をはかるため、住民登録が適正に

犬の登録と予防注射

生後91日以上犬は毎年1回市町村役場に申請して犬の登録をし鑑札を受け、毎年2回春と秋に狂犬病予防注射を受けることになっています。

登録手数料 300円
注射料 250円
注射済票交付手数料 60円

登録および注射は次の近い場所で受けてください。

10月3日(水)

9時～9時30分 西布施連絡所
10時～10時30分 天神公民館
11時～11時30分 片貝連絡所
13時～14時 加積公民館
14時30分～15時 江口
江崎三次宅

10月4日(木)

9時～10時 上中島連絡所
10時30分～11時 農協松倉支所
11時30分～12時 北山鉦泉前
13時30分～15時30分 経田福祉会館

10月5日(金)

9時～10時 日カ青島社宅
10時30分～12時 村木小学校
13時30分～15時 大町小学校
校庭

10月6日(土)

9時～10時 農協上野方支所
10時30分～11時30分 住吉小学校
13時～14時30分 魚津保健所

10月7日(日)

9時～12時 魚津市役所

行なわれることを目的とするものであります。
調査の内容は、住所の登録、選挙人名簿の登録、国民健康保険および国民年金加入有無等の調査資料とするものです。

調査員がお伺いした際は、皆さんのご協力をお願いします。

口座振替納税制 市税の納付
度のご利用を いますで納税

者の便宜を図り、また、対話の必要もあつて一部出張徴収を行なつて参りました。しかし、このようなことは、税は自ら納むべきものとの趣旨にそむき、住民サービスの公平の原則にも反しますので、今後出張徴収は差控えることにいたしましたので、何とぞ御協力を願ひたいします。共稼ぎの方や金融機関まで遠い方など、この際是非とも口座振替納税制度のご利用をお勧めします。口座振替は、電灯、電話、テレビ等各種料金に広く普及しています。市税につい

てもこの制度をご利用されますと納期毎にいながらにして納まり、非常に便利です。お申し込みは、市税務課、またはあなたが預金しておられる市内の金融機関の窓口から、申込用紙が備えつけてありますから、預金口座にご利用の印章持参のうえお手持ちの市税納付書を添えて、所要の手続きをとってください。

文化大講演会

講題「中世に生きた人々」
◎親鸞上人 ◎道元禪師 ◎日蓮上人 講師、宗教哲学、精神哲学の権威 神戸大学教授 橋本峰雄先生

場所 魚津市民会館大ホール
日時 昭和48年9月15日(敬老の日・土曜日) 夜7時～9時まで
主催 魚津市・市教育委員会・中央公民館

海上保安大学校等の学生募集

①受付期間 昭和48年10月11日(木)～10月31日(水)

②受付場所

高岡市伏木錦町11-15 伏木海上保安部

③試験地

金沢市

④試験日

第1次試験 昭和48年12月1日(土) 2日(日)

第2次試験

昭和49年2月7日・8日

△日曜・休日の当番医▽

▼9月2日(日)本町一丁目船崎医院(夜)本江浦田病院 ▼9日(日)中央通り二丁目榊崎医院(夜)新角川一丁目宮本医院 ▼15日(日)吉島堀井医院(夜)浜経田江崎医院 ▼16日(日)本江宮元医院(夜)友道扇谷医院 ▼23日(日)新金屋一丁目森本医院(夜)下村木町河内内科医院 ▼30日(日)北鬼江福田整形外科医院(夜)島尻片貝診療所 ▼10月7日(日)新角川一丁目宮本医院(夜)新金屋一丁目森本医院

△住民検診と成人病検診▽

▽経田連絡所 9月10日、午後1時～3時
▽諏訪神社 9月11日、午後1時～3時
▽魚津公民館 9月17日、午後1時30分～3時30分 9月18日 午後1時～3時
▽経田連絡所 9月20日、午後1時～3時
▽上村木公民館 9月27日、午後1時～3時
▽経田、常願寺 9月28日、午後1時～3時
▽農協加積支所 10月2日、午後1時～3時
▽有山、広世広土宅 10月3日 午後1時～3時
▽道下公民館 10月8日、午後1時～3時
▽江口倉庫 10月9日、午後1時～2時
▽持光寺公民館 10月9日、午後2時30分～3時



天神山に復原中の民族資料館
(江戸時代末期の沢崎家)